



## 国交省（地方運輸局長等）表彰

平成 26 年度から G マークを 10 年以上連続取得している等の特に優良な事業所が表彰されています。

### ～表彰者及び表彰対象者について～

地方運輸局長表彰	運輸支局長表彰
G マークを連続して 10 年以上取得していること	G マークを連続して 10 年以上取得していること
表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと	表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと
運転者教育が 2 か月に 1 回程度実施され、I S O 基準などの国の基準を超える教育が実施されていること	運転者教育が定期的に行われていること
デジタコと又はドラレコが装着されていること (配置車両の 100%)	デジタコと又はドラレコが装着されていること (配置車両の 90%以上)
荷主からの表彰、安定的な財務基盤の確保、又は、輸送の安全に係る表彰を受けていること。	荷主からの評価、安定的な経営の確保、又は、運転記録証明書による運転者への教育が行われていること

### 2026 年度 変更予定

令和 6 年 4 月から、ドライバーさんの時間外労働時間の上限規制 960 時間に伴い、「960 時間を下回る」ことを評価の対象となっていました。今年からは、更に時間短縮に向けた取組について評価することになりました。

#### <判断基準>

- ① ドライバーの時間外労働時間について、2026 年 7 月 1 日現在有効な 36 協定届にて、1 年間の時間外労働時間数が 880 時間以下であること。（2 点付与）
- ② ドライバーの時間外労働時間について、2026 年 7 月 1 日現在有効な 36 協定届にて、1 年の時間外労働時間数が、前回届出の時間数を下回っていることを評価。（1 点付与） ※ 令和 8 年度（2026 年度）限り

※4 月下旬に、今年の申請に関する案内が公開される予定です。

次のページに G マークのインセンティブ、国交省と全ト協についてお示しました(^\_^)

## 安全性優良事業所に係るインセンティブ

### 【国交省】 ↓

違反点数の消去	通常、3年間の違反点数付与期間のところ、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合は、その違反点数が消去される
IT点呼の導入	対面点呼に代え、国交大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能
点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所での点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認
補助条件緩和	CNGトラック等に対する補助について、新車のみの導入に係る最低台数要件が1台に緩和（通常3台）
安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所の認定を、連続10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰。
基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期限が最長4年間まで延長（通常2年間）
特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常2年間）
特定技能外国人の受け入れ	特定技能外国人を受け入れ「所属機関」となるための要件の1つとして定められています。（Gマーク又は働きやすい職場認証）

### 【全ト協】 ↓ 予算の範囲内で・・・新年度になりました。チャンス！

助成の優遇	<p>① ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修受講料助成額（通常7割⇒全額助成）</p> <p>② 安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器1台につき、2分の1、上限2万円助成</p> <p>③ 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 ・経営診断助成額の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善支援助成額の増額（通常12万円⇒13万円） ・運賃交渉支援助成額の増額（通常最大32万円⇒最大36万円）</p> <p>④ 自動点呼機器導入促進助成事業 ・導入台数上限の緩和（通常1事業者1台⇒1事業者2台） ・助成額上限の増額（通常1台分10万円⇒2台分20万円）</p>
-------	---